

公 示 日 : 2021 年 10 月 13 日(水)

調達管理番号 : 21a00659

国名 : ウズベキスタン

担 当 部 署 : 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名 : ウズベキスタン国省エネルギー推進アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 省エネルギー推進アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 :
2021 年 12 月上旬から 2024 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 :
現地 12.00、国内 2.00、合計 14.00
- (3) 業務日数 :

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。なお、発注者における現在の想定は以下の通りです。

現地渡航回数 12 回 (30 日間×12 回)

各渡航に係る国内業務として渡航前後で合計 2 日間×12 回

上記のほか、JICA への提出用精算資料作成等のための国内業務として、契約全体で、合計 16 日間

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 17%を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 17%を限度とする。
- 3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の 6%を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します。

- 1) 2021 年度末 (2022 年 2 月頃)
- 2) 2022 年度末 (2023 年 2 月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2021 年 11 月 4 日(木) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 11 月 17 日(水)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	省エネルギー政策の立案・実施・モニタリングに係る各種業務
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語 (ロシア語が出来ることが望ましい)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ウズベキスタン共和国は、一次エネルギー供給のほぼすべてを化石燃料に依存したエネルギー需給構造を有している。また、最終的なエネルギー需要のうち、一次エネルギー換算に基づくと、約40%が家庭、産業、交通、業務がそれぞれ約20%を占め、このうち家庭や産業における天然ガス・電力の使用割合が大きい構造となっている。

こうしたエネルギー構造を背景に、同国のGDPあたりCO₂排出量1.433kgは、全世界平均0.410kgの約3倍、同国のGDPあたりエネルギー消費量246.0ktoeは、全世界平均136.9ktoeの約2倍であり、いずれの指標からみてもエネルギー効率が極めて悪い状態となっている。

2015年のパリ協定以降、全世界的に低（脱）炭素化推進の取組が進められており、同国が2017年にUNFCCCに提出したNationally Determined Contributionでは、同国は2030年までに省エネルギーの推進を通じてGDPあたりエネルギー消費量を半減させるとしている。また、ウズベキスタン政府の「ウズベキスタン開発戦略2017-2021」においては、エネルギー消費量の削減、及び省エネルギー技術の広範な導入及び生産性の向上等が優先的取り組み事項として明記されている。

省エネルギー政策の監督官庁はエネルギー省とされているが、エネルギーの供給・需要サイドの関係者が多岐にわたり、同省以外の省庁も関与することもあり、同国政府として本格的に省エネルギー政策全体の方針の確立、関連制度の構築は、現状、十分に実施されているとはいえない。また、省エネルギー推進にあたっては、エネルギー統計を適切に整備し、データに基づいて優先順位をつけながら対応策を検討していくことが必要であるが、同統計の整備責任を有するエネルギー省は、未だ正確な統計を作成する能力を有していない。

かかる背景から今般ウズベキスタン政府はJICAに対し、省エネルギー政策推進アドバイザーの派遣を要請した。

7. 業務の内容

本業務は、2021年5月31日に日本国政府とウズベキスタン国政府とが締結した国際約束（包括口上書）に基づき実施される技術協力個別案件（専門家）の枠内で、以下に記載する業務の目的を達成するため、以下の（4）実施方針及び

留意事項を踏まえつつ、以下に示す事項の業務を行い、「8. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

(1) 業務の目的

本業務は、ウズベキスタン政府に対し、省エネルギー政策が効果的に実施されるよう助言を行うことにより、省エネルギー政策の立案・実施能力の強化を図るもの。

(2) 業務の概要

① 上位目標:

ウズベキスタン国のエネルギー効率が改善される。

② プロジェクト目標:

ウズベキスタン国エネルギー省の省エネルギー局の統計に基づく省エネルギー政策の立案・運用・モニタリング能力が向上する。

③ 成果

成果1: 省エネルギー政策立案に必要なエネルギー統計作成能力が強化される。

成果2: 省エネルギー政策の立案能力が強化される。

成果3: 省エネルギー政策の実施モニタリング能力が強化される。

④ 活動

(成果1に係る活動)

活動1-1: エネルギー統計の作成に係る現況と課題の確認

活動1-2: エネルギー統計の作成能力強化に係るアドバイザーサービスの実施(人材育成や人材育成体制の構築を含む)

活動1-3: エネルギー省が作成中の省エネ政策の立案・実施モニタリングに利用予定であるソフトウェア開発に係るアドバイザーサービスの実施

(成果2に係る活動)

活動2-1: エネルギー統計に基づいた省エネ政策の立案能力強化に係るアドバイザーサービスの実施(人材育成や人材育成体制の構築を含む)

活動 2-2 : 省エネ政策に係る研修業務（別途 JICA が実施¹）を活用したウズベキスタン側省エネルギー政策関係者の能力強化に係るアドバイザーサービスの実施

活動 2-3 : エネルギー管理士²の能力強化トレーニングに係る研修カリキュラム策定能力の強化（人材育成や人材育成体制の構築を含む）
（成果 3 に係る活動）

活動 3-1 : 省エネ政策の実施モニタリング能力強化に係るアドバイザーサービスの実施（人材育成や人材育成体制の構築を含む）

⑤ 対象地域

対象地域は、ウズベキスタン国全土とする。

⑥ 関係官庁・機関

・ エネルギー省（Ministry of Energy）省エネルギー局（Department of Energy Efficiency: DOEE）他

（3）業務の内容

本業務従事者は、ウズベキスタン国エネルギー省 省エネルギー局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国での経験・教訓を踏まえ、C/P と共にウズベキスタン国の省エネルギー政策立案・実施能力の強化を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。具体的担当事項は次のとおりとし、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務ごとに具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

- エネルギー統計の作成に係る現況と課題の確認
- エネルギー統計の作成能力強化に係るアドバイザーサービスの実施
- エネルギー統計に基づいた省エネ政策の立案能力強化に係るアドバイザーサービスの実施
- 省エネ政策の実施モニタリング能力強化に係るアドバイザーサービスの実施

¹ 2022年度以降実施予定の国別研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進」を想定。中央アジア諸国からの参加者とウズベキスタン国からの参加者のみで構成されるコースとして、5週間程度の本邦研修を想定。本契約における専門家は、同コースに参加するべきウズベキスタン側の人材の推薦を行うとともに、同研修の成果を用いてウズベキスタン側が省エネの推進を行えるよう、フォローアップを実施する。

² エネルギー管理士については、制度の現状の調査から開始願います。

実施

- 省エネ政策に係る研修業務（別途 JICA が実施）を活用したウズベキスタン側省エネルギー政策関係者の能力強化に係るアドバイザーサービスの実施
- エネルギー管理士の能力強化トレーニングに係る研修カリキュラム策定能力の強化
- エネルギー省が作成中の省エネ政策の立案・実施モニタリングに利用予定であるソフトウェア開発に係るアドバイザーサービスの実施

①ワーク・プラン（全体計画）の合意

本業務の全体像を把握し、基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（案）に取りまとめる。同プラン（案）を基に、ウズベキスタン側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

②成果に係る活動

成果 1～3に係る活動について実施する。

（４）業務の実施方針及び留意事項

① 他事業との連携

機構は、ウズベキスタン国の省エネルギー政策について、2021 年 1 月から 2022 年 8 月にかけて東・中央アジア部主管のもと、基礎情報収集・確認調査「ウズベキスタン国省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）」（以下「省エネルギー基礎情報収集・確認調査」と言う。）を実施しており³、同業務において今後ウズベキスタンが取り組むべき省エネルギー政策の優先対応事項等（省エネルギー優先施策の特定、熱供給の効率化方策の特定、エネルギー統計の精緻化等）や、JICA による今後の協力案件候補が整理されることが見込まれている。また、JICA は 2020 年度にウズベキスタンにおける省エネルギー政策の推進に係る政策目標「省エネにかかる統計データ収集体制構築のロードマップの承認体制構築に係るロードマップ承認、省エネ促進のためのマスタープラン（MP）の草案の承認」の達成を促すプログラムローン「開発政策支援プログラム」（以下「開発政策支援プログラムローンと言う。」）を承諾している⁴⁵。本業務では、省エネルギー基礎情報収集・確認調査にて提言されたウズベキスタン側のアクションや、開発政策支援プログラムローンにおいて設定されている政策

³ https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20201007_205559_1_01.pdf

⁴ https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_UZB-F-C1_1_s.pdf

⁵ https://www.jica.go.jp/press/2021/20210419_30.html

目標の達成をフォローし、着実な省エネ政策の実現を推進する。また、JICAは2022年度よりウズベキスタン及び中央アジア諸国を対象に省エネルギー分野の政策立案能力の強化を目的とした研修「エネルギーの高効率利用と省エネの推進」を実施予定であり、本業務では、同研修も活用して省エネルギー政策立案にかかわるウズベキスタン政府の省エネルギー政策関係者の能力強化を図ることが想定されている。

② コロナ感染症対策による影響（現地渡航/遠隔コミュニケーション）

本業務は、現地業務及び国内業務から構成されるが、現在 JICA ではウズベキスタンを渡航見合わせ国に指定しており、双方自由には渡航出来ない状態である。本業務では、2022年1月1日以降に現地業務が実施可能となる前提で、業務計画を検討する（プロポーザルにおいても、平常通り業務渡航可能との前提にて提案を求める）が、2022年1月1日以降も引き続き渡航制限が解除されない場合は、遠隔での事業継続計画（「BCP」という）を提案し、必要に応じて契約変更を行うことで柔軟に対応する。

（5） 業務の実施手順（案）

なお、現在発注者側にて想定している業務の実施手順は以下の通りだが、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務ごとに具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

① 国内準備期間（2021年12月初旬）

- i. 上記の本業務の全体像を把握のうえ、基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを業務計画書（案）に取りまとめる。なお、同業務計画書（案）の作成にあたっては、（3）に記載の事項が網羅されるとともに、（4）①に記載のプログラムローンの政策目標達成支援及び省エネルギー基礎情報収集・確認調査の成果発現の促進を主として検討する。また、ウズベキスタン側からは、特に本業務の実施に当たってはエネルギー統計の整備に重点を置きたい旨要望が示されていたことから、同要望を踏まえて業務内容を検討する。同業務計画書（案）作成後、JICA 社会基盤部、東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所とオンラインにて同内容を協議、合意する。合意後、渡航に先駆けて C/P 機関に送付する。
- ii. 第1次現地業務に向けて、ワークプラン（英文・和文要約・露文）を作成し JICA 社会基盤部、東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所とオンライン会議を活用して同内容を協議、合意する。合意後、渡航に先駆けて C/P 機関に送付する。

- ② 第1次現地業務期間（2022年1月初旬～2022年1月下旬）
- i. 現地業務開始時に、C/P 機関に業務計画書及びワークプランを提出・説明し、業務計画の全体像を共有する。
 - ii. エネルギー政策立案において根本となるエネルギー統計の作成に係る現況及び課題について把握するキャパシティアセスメントを行う。同時に、ウズベキスタン政府が今般の専門家派遣において期待する事項を聞き取り、適切なエネルギー統計作成にあたって必要な能力強化事項を整理のうえ、同分野に係る業務計画の具体化を行う。
 - iii. 現在実施中の省エネルギー基礎情報収集・確認調査の関係者との面談や、現地における資料収集を通じて、ワークプランに基づき、ウズベキスタン国のエネルギー統計整備、エネルギー管理者制度枠組み及び省エネ政策執行状況モニタリング体制等の現況を確認し、関係機関とも協議の上、能力強化の効果的な手法を検討し、同分野に係る業務計画の具体化を行う。
 - iv. 上記 ii. 及び iii. を踏まえ、本業務の今後の具体的な業務計画について整理し、C/P 機関及び JICA ウズベキスタン事務所、JICA 社会基盤部と業務計画を協議、合意する。
 - v. JICA 社会基盤部、東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所にオンライン会議を活用して現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ③ 第2次～第4次現地業務期間（省エネルギー基礎情報収集・確認調査の実施中（2022年3月初旬～2022年8月下旬））
- i. 開発政策支援プログラムローンのトリガーアクション「省エネに係る統計データ収集体制構築のロードマップの承認体制構築に係るロードマップ承認、省エネ促進のためのマスタープラン（MP）の草案の承認」の達成に向けた支援を行う。なお、これらロードマップ及びマスタープランの草案は省エネルギー基礎情報収集・確認調査の進捗に密接にかかわるため、同調査の進捗にあたって必要なウズベキスタン側アクションのフォローアップを行う。（必要な情報の提出、ウズベキスタン側の判断の促進など）
 - ii. ②において具体化された計画に従い、C/P 機関の能力強化を図る。
- ④ 第5次～第7次現地業務期間（省エネルギー基礎情報収集・確認調査の完了後かつ開発政策支援プログラムローンにて規定されているトリガーアクションの期限までの間（2022年9月初旬～2022年12月下旬））

- i. 省エネルギー基礎情報収集・確認調査の成果に従い、ウズベキスタン政府が、開発政策支援プログラムローンのトリガーアクションを達成するための必要な支援を行う。(文書の承認取得の促進、内部での承認取得支援のための資料作成など)
 - ii. JICA が別途実施する課題別研修「エネルギーの高効率利用」の活用手法について検討し、適切な人材が同研修に参加するよう、カウンターパート内における人選を促進するとともに、カントリーレポートの作成など、効果的な研修参加となるよう、準備段階から支援する。また、課題別研修では対応できない具体的な技術（エネルギー統計や管理者制度等）を補完するために必要な助言、OJT 等を検討する。
 - iii. ②において具体化された計画に従い、C/P 機関の能力強化を図る。
- ⑤ 第 8 次～第 11 次現地業務期間（開発政策支援プログラムローンにて規定されているトリガーアクションの期限後（2023 年 1 月初旬～2023 年 12 月下旬））
- i. トリガーアクションの達成状況及び省エネルギー基礎情報収集・確認調査の提言を踏まえ、今後ウズベキスタンが省エネルギー政策をより効果的に立案・実施していくために必要な方策を整理し、本件の後続案件としてどのような支援が望ましいか、ウズベキスタン政府及び JICA への提言を行う。
 - ii. ウズベキスタン側が達成すべき開発政策支援プログラムローンのトリガーアクション（仮に達成されていないものがある場合）の実施促進及び④での能力開発支援を引き続き行う。
 - iii. ウズベキスタンが取り組む省エネルギー促進のための方策の具体化に係る支援を行う。(研修にて作成されたアクションプランのフォローアップを含む)
 - iv. ②において具体化された計画に従い、C/P 機関の能力強化を図る。
- ⑥ 第 1 次～第 11 次国内整理・第 2 次～第 12 次国内準備期間
- i. 渡航前に、毎次の現地業務に係るワークプラン（英文・露文・和文要約）を作成し、JICA 社会基盤部、東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所とオンラインにて打合せを行い、同現地業務に係る業務内容を具体化し、合意する。
 - ii. それぞれの現地派遣時の現地業務結果を JICA 社会基盤部、東・中央アジア部に報告する。

- ⑦ 第 12 次現地派遣期間（2024 年 1 月初旬～2024 年 1 月下旬）
- i. 本業務において、第 11 次現地派遣期間までに実施してきた各種アクションのフォローアップを行う。
 - ii. 本案件の成果及び積み残し事項について、C/P 機関とともに整理し、ハイレベル（大臣等）に C/P 機関が自ら説明できるよう、支援を行う。これを通じ、C/P 機関に課題と今後のアクションを認識させる。
 - iii. 上記を踏まえた後続案件の着実な実施に向けて、ウズベキスタン側への提案を行う。
 - iv. ウズベキスタン側へのヒアリングや関連する事業の成果指標等を参照し、本案件及び JICA による省エネ分野協力全体の成果や課題を分析する。併せて、ウズベキスタン側の省エネに関連する政府機関の省エネ政策や各種施策、ドナー等の動向等を分析し、今後の協力事業のあり方を提言する。これらを報告書として取り纏め、ウズベキスタン政府及びドナー等関係機関に対するセミナーを行う。
- ⑧ 帰国後整理期間（2024 年 2 月下旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

（6） その他

① 当機構内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。コンサルタントは、当機構担当からの依頼に基づき、本業務において作成する資料を活用して、当機構内勉強会等での発表、ディスカッション等に協力する。内容は、本業務で実施する、a.エネルギー統計の整備、b.省エネルギー政策の立案・実施に係る事例研究等を想定している。時期は本業務においてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジは当機構が行うこととする。なお、勉強会は上記 a.b.1 回ずつの計 2 回で、各回 1 時間程度、国内業務の一環として実施することを想定している。

② 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。報告書は英文及び和文要約を作成することとし、露文翻訳が必要なものは、翻訳に必要な期間を予め JICA 社会基盤部に確認の上、当該報告書を JICA 社会基盤部に提出する。翻訳は JICA ウズベキスタン事務所にて行う。なお、本契約における中間成果品は中間業務進捗報告書とし、最終成果品は事業完了報告書（外部公開用）とする。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。いずれも報告書については、本業務を主管する社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームの監督職員宛に提出することとする。

(1) ワークプラン

業務内容を関係者と共有するために毎渡航について作成。業務の具体的内容（案）などを記載。現地渡航 2 週間前（英文及び和文要約）及び渡航時（露文）に提出（電子データ）。

(2) 業務進捗報告書

業務開始後、6 か月ごとに提出（英文・露文・和文要約：各 1 部、電子データ）。

部分払いを設定する場合は、6 か月を待たずに、日本の会計年度末から 1 月半前（2 月上旬）に提出。本報告書は中間成果品として、部分払いの根拠として用いるものであり、第一次、第二次について、それぞれ 2021 年度末、2022 年度末までに実施した業務の概要を記載すること。

(3) 専門家業務完了報告書（公開版）

2024 年 2 月 16 日(金)までに提出（和文要約：4 部、英文：4 部、露文：4 部、CD-R：2 部、電子データ）。

本契約における業務実施内容をまとめ、報告書として提出する。なお、本報告書は公開対象となるため、作成・提出の 3 か月前に JICA にドラフト（電子データ）を提出し、当機構からのコメントを踏まえて最終化する。

(4) 専門家事業完了報告書（非公開版）

2024 年 2 月 16 日(金)までに提出（和文：3 部、CD-R：2 部、電子データ）。

本契約における業務実施内容をまとめ、報告書として提出する。本報告書は JICA の内部資料として扱われるものであるため、(5) の記載内容に加え、非公開情報を追記する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ソウル⇒タシケント⇒ソウル⇒日本を標準とし
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA ウズベキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・車両関係費
 - ・資料/報告書等翻訳費
 - ・現地通訳費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。現時点でウズベキスタンへの渡航は JICA 内の方針に鑑みて JICA では見合わせとなっているものの、2021 年末からは渡航可能となることを想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：エネルギー省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務従事に当たっては、以下の経験・素養をお持ちであることが望ましいです。

(ア) 省エネルギー政策の立案・実施について10年以上の経験を有する。

(イ) 国家エネルギーバランスについて基本的な理解を有する。

(ウ) 日本におけるエネルギー統計の作成、活用について、経験又は知識を有する。

(エ) エネルギー統計作成にあたって用いられるソフトウェア開発につ

いて助言が出来る程度の知見を有する。

- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上